

国会議員の「事務所費」疑惑の徹底究明等を求める意見書

現在、現職閣僚や一部政党の幹部議員にまで広がった「事務所費」疑惑に対して国民の批判が高まっており、ある世論調査においても、疑惑の実態が解明されていないとの回答が 85%にも達している。

政治資金規正法は、第 1 条において、「政治活動の公明と公正を確保」することを目的とし、第 2 条においては、政治資金が「国民の浄財であることにかんがみ」、また、「いやしくも国民の疑惑を招くことのないように」と規定している。

政治資金規正法は、「政治活動費」について、5 万円以上の支出に領収書の添付を求めているが、「事務所費」などの経常経費については、その使途が家賃や電話代などの固定的経費に限定されているため、総額の報告を義務付けるだけで、領収書の添付を求めている。家賃が掛からない国会の議員会館に、政治団体の主たる事務所を置きながら、政治資金収支報告書に年間 1 千万円以上もの巨額の「事務所費」を計上していることは、不自然であり、国民に疑いを持たれて当然である。また、現行の政治資金規正法に照らしても、違法・脱法の疑いが持たれる。

よって、国会及び政府においては、疑惑の実態を究明すべく、以下のとおり対策を講じるよう強く要望する。

記

- 1 国会においては、「事務所費」疑惑の徹底究明を図ること。
- 2 「事務所費」など経常経費についての透明性を高めるため、領収書の添付を義務付けるなど政治資金規正法の見直しを行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 19 年（2007 年）3 月 7 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣

（提出者）全議員